

かいてき 便い

平成 17 年 4 月 1 日発行

第9号

INDEX

最近の動向

「保険者機能強化検討会活動報告会を開催」

制度改正

「施設給付の見直しが実施されます」

報酬算定・運営基準のQ & A

「1回の訪問介護サービスにおいて、早朝・夜間の加算時間帯と通常時間帯が半々である場合、加算は算定できるの？」

注意

「ホームヘルパーの心得」

お知らせ

「訪問介護サービスの特別対策の取扱いについて」

保険者機能強化検討会活動報告会を開催 最近の動向

さる3月25日、東京都社会福祉保健医療研修センターにて、平成16年度保険者機能強化検討会活動報告会が開催されました。本検討会は、平成15年5月に、東京都、保険者、都国保連の3者により設置され、2年間にわたり、保険者機能を強化していくための取組を検討してきました。16年度は、特に給付の適正化と第3期事業計画の作成支援を主な柱とし、具体的なテーマに沿った研修会を計14回開催しました。

報告会では、都介護保険課角田課長より、「東京都においては、多くの保険者が地域の実情に応じて様々な適正化対策を実施しており、このような努力は事業者支援の面からも重要であり、今後さらに連携を強化していきたい。」との開会の挨拶

がありました。引き続き、副座長の東久留米市介護保険課田中課長補佐より今年度の活動経過の説明があった後、事務局より、16の保険者が実施した31事例にわたる適正化対策の紹介と、第3期事業計画作成支援に関する報告がありました。

最後に、座長の稲城市石田介護保険担当課長より、「制度の理念・目的の実現のためには、制度の安定性・持続性を高める取組が重要であり、事業者と行政がさらに緊密な連携を図っていくことが大切である。」旨の話があり、報告会は閉会となりました。



活動報告会（石田座長）の様子

施設給付の見直しが実施されます 制度改正

在宅サービスと施設サービスの利用者負担の公平性が保たれ、介護保険と年金給付の重複が是正されるように、平成17年10月から施設給付のあり方が見直されます。また、低所得者については負担軽減が図られ、施設入所の継続に支障がないようしくみが設けられます。

居住費の見直し

居住費用は保険の給付外となります。給付外となる費用の範囲は、居住環境の違いを配慮した取扱いとなります。

食費の見直し

食費は、食材料費相当分に加え、調理コストも保険の給付外となります。ただし、栄養管理については引き続き保険の給付対象となります。

低所得者対策

特定入所者介護サービス費の創設
旧措置入所者の経過措置の延長

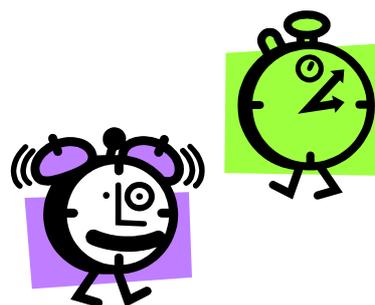
高額介護サービス費の見直し
社会福祉法人による利用者負担の減免

Q: 1 回の訪問介護サービスにおいて、早朝・夜間の加算時間帯と通常の間
帯が半々である場合、加算は算定できるの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 早朝加算(午前 6 時から 8 時)と夜間加算(午後 6 時から
8 時)については、そのサービスの開始時刻が加算対象となる
時間帯にある場合に算定できます。

例えば午前 7 時から 9 時までサービスを行った場合、2 時間
全体について早朝加算が算定できますが、午後 5 時から 7 時
までサービスを行った場合は、開始時刻が加算対象時間帯に
ないため、夜間加算は算定できません。



ホームヘルパーの心得 **注意**

訪問介護サービスは、サービスを通じて利用者の生活を支え、利用者の満足につながるもの
となる一方で、サービス内容や提供の仕方によっては、利用者の権利を侵害したり、利用者の不
満足につながることもあります。適切で利用者に喜ばれるサービスの提供となるよう、ホームヘ
ルパーとして心得ておくべき基本的なマナーについて示しますので、参考にしてください。

【 基本的なマナーの参考例 】

全ての状況において約束を守る

約束の時間を守ること。日常の信頼関係が大切です。

利用者の人格や価値観を尊重する

対人援助の専門職として、利用者の方の状態や、家族の方の心情に配慮した言葉づかい
や態度が求められます。

ルールを守り、プライバシーを尊重する

基準を守ることはもとより、他のヘルパーや事業者の悪口などは、当然に慎むべきです。

近隣へ配慮する

自転車や自家用車で居宅へ訪問する際、近隣の迷惑にならないよう注意しましょう。

契約に基づくサービス提供である

ホームヘルパーのサービス提供は利用者と事業者との契約に基づくもので、ヘルパーと
利用者の個人的関係ではありません。利用者と信頼関係を築くことは大事ですが、例えば
金銭の貸借など業務範囲を超えた関係は事故のもとであり、あってはならないことです。

訪問介護サービスの特別対策(法別番号「56」低所得者の利用者負担 軽減の経過措置)の取扱いについて **お知らせ**

訪問介護サービスの特別対策(法別番号「56」低所得者の利用者負担軽減の経過措置)につ
いては今年度をもって終了となります。これに伴い、当該受給資格を有していた介護保険サー
ビス利用者の訪問介護サービスは、平成 17 年 4 月から下記のとおり利用者負担の計算に変更が
生じますので、該当者の居宅サービス計画(利用者負担計算)の内容を改めてご確認ください。

介護保険と特別対策(法制番号「56」)の利用者負担額の計算について

(例) 単位数合計 2010 単位 単位数単価 10.72 円(特別区)

平成 17 年 3 月サービス提供分まで(介護保険 + 公費)

保険請求額 19,392 円(総費用額 21,547 × 90 / 100) 小数点以下切捨て)

公費請求額 861 円(総費用額 21,547 × (94 - 90) / 100 ")

利用者負担額 10,294 円(総費用額 21,547 - 10,392 - 861)

平成 17 年 4 月サービス提供分以降(介護保険単独)

保険請求額 19,392 円(総費用額 21,547 × 90 / 100 小数点以下切捨て)

利用者負担額 2,155 円(総費用額 21,547 - 19,392)

平成 17 年 4 月サービス提供分以降、公費負担(法制番号 56)で介護給付等請求
をすると、審査エラー(返戻扱い)となります。

【問い合わせ先】東京都国保連合会介護事務審査課第 2 係

T E L 03(5326)0973 F A X 03(5326)0984